

自立支援医療費（精神通院医療）制度について

- 府が指定した自立支援医療機関での通院による精神疾患の治療に対し、治療費の一部を公費負担する制度

<制度イメージ>

【適用なし】	各医療保険又は国民健康保険 70%	本人負担 30%	
【制度適用】 (一例)	各医療保険又は国民健康保険 70%	公費負担 20%	本人負担 10%

所得に応じ上限額が定められる場合がある

<手続きの流れ>

